

再度お知らせ

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> ●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方 	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度被保険者の方へ

(=75歳以上の方(65歳~74歳の障害認定の方も含む))

平成24年4月1日から、高額な外来診療の窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。(詳しくは上記をご覧ください)

住民税課税世帯の方はこれまで通り「後期高齢者医療被保険者証」を、住民税非課税世帯の方は「後期高齢者医療被保険者証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口で提示してください。住民税非課税世帯で交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されている方は、引き続きお使いください。

問い合わせ先
健康課 国保係 82-2111(内線322) 群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171

固定資産税の縦覧・閲覧制度と審査申出制度

縦覧制度については、納税者が他の人の土地や家屋の評価額との比較を通じて、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認していただく制度です。ただし評価額のみでの縦覧なので所有者の特定はできません。また、土地のみを所有している方は土地、家屋のみを所有している方は家屋の評価額を土地・家屋価格等縦覧帳簿により縦覧できる制度です。

閲覧制度では、借地・借家人等に対して、使用又は収益の部分についての固定資産税の課税内容が閲覧できます。

その他、固定資産評価審査委員会へ審査申出ができる制度もあります。具体的には次のとおりです。

◎縦覧制度(土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)	◎閲覧制度(固定資産課税台帳の閲覧)
縦覧期間 4月1日(月)～4月30日(火) (土・日曜日、祝祭日を除く) 縦覧場所 役場 総務課 税務係 縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分まで 縦覧できる人 町内に資産を所有する納税義務者(納税者)とその代理人及び同居の親族。 縦覧内容 土地は地番、地目、地積、価格。家屋は地番、種類、構造、床面積、価格。	閲覧期間 随時(土・日曜日、祝祭日を除く) 閲覧場所 役場 総務課 税務係 閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分まで 閲覧できる人 ①固定資産税の納税者本人とその代理人 ②借地人・借家人(家屋の敷地の閲覧を含む) ③固定資産を処分できる人(所有者、商法の管理人、破産管財人など) 閲覧内容 土地は所有者、所在、地番、地目、地積、評価額、課税標準額 家屋は、所有者、所在、種類、構造、床面積、基準年度の価格、課税標準額
※縦覧・閲覧しようとする人は、本人確認のできる証明書(運転免許証、パスポート、官公庁発行の写真入り身分証明書、納税通知書など)の提示が必要です。また、借地・借家人の方は賃貸借契約書が必要となります。 なお、代理人は代理人選任届(委任状)が必要となります。	

◎審査申出

納税通知書を受け取り、その内容について疑問がある場合にはお気軽に税務担当におたずねください。

なお、納税通知書の内容に不服がある場合は、その賦課決定があったことを知った日(通常は納税通知書の交付を受けた日)の翌日から起算して60日以内に、町長に対して不服の申立てをすることができます。

ただし、固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出(納税通知書の交付を受けた日後60日まで)となりますので注意してください。審査の申出は内容により変わり、評価替基準年度のみ場合があります。

問い合わせ先 総務課 税務係(内線337・338)

使わないバイクや軽自動車の廃車について

軽自動車税は、使用している、していないに関係なく、毎年4月1日現在に登録されている所有者にかかります。

使わない車両や名義変更をしていない車両などは、年の途中で変更されても税金は戻りませんので、3月末までに手続きを済ませてください。

車種	届け出先	電話番号
原動機付自転車(125cc以下)	下仁田町役場総務課税務係	☎82-2111
小型特殊自動車・ミニカー		
二輪の軽自動車(126cc以上250cc以下)	群馬運輸支局 前橋市上泉町399-1	☎050-5540-2021(音声案内)
二輪の小型自動車(251cc以上)		
三輪・四輪の軽自動車	群馬県軽自動車検査協会 前橋市野中町322-1	☎027-261-4621

問い合わせ先 総務課 税務係(内線336)

3月1日(金)~7日(木)は「子ども予防接種週間」です。

麻しん風しん混合生ワクチンを接種しましょう。麻しん(はしか)は感染力が大変強い感染症です。空気感染もするので、手洗い、マスクのみで予防はできません。そのため、麻しんワクチンが有効な予防法といわれています。風しん(三日はしか)は妊娠中の感染で、赤ちゃんに白内障・心臓の病気・難聴などの障害が出ることがあります。自分が感染しないためだけでなく、家族や学校など周囲への感染を広げないためにも、接種が必要です。また、進学や留学などの際に、これらの接種証明が必要になる場合があります。

定期予防接種の対象者は、年度内に、第1期は1歳になる児、第2期は小学校就学前の1年間にあたる児(年長児相当)、第3期は13歳になる方(中学1年生相当)、第4期は18歳になる方(高校3年生相当)です。

受けていない方は、2013年3月31日までに接種の場合に限り、公費負担になります。早めに接種をしましょう。

また、ヒブ(インフルエンザ菌b型)・小児用肺炎球菌は5歳未満まで、任意接種で受けられます。ご希望の方は、保健センターで申請をしてください。

問い合わせ先 健康課保健環境係(保健センター内) ☎82-5490

認知症の講演会

認知症を正しく知っていますか?

認知症は予防できるの?

日時：平成25年3月18日(月) 午後1:30~2:30

会場：下仁田町文化ホール

演題：「認知症の理解と接し方」

～地域で支える認知症～

講師：群馬大学大学院 教授 山口 晴保

同日開催

認知症介護家族交流会

認知症のご家族を介護されている方、困っていることや悩みなど、先生を交えて他では言えない・聞けない「ここだけの話」を しましょう。

日時：平成25年3月18日(月)

午後2:45~3:30

会場：保健センター 集団検診室

問い合わせ先 健康課保健環境係(保健センター内) ☎82-5490

年金

過去10年分まで
国民年金保険料が納められます!



国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができます。

この後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

(注) 老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。
3年度以上さかのぼって保険料を納付する際は、加算金がかかります。

※毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようお願いいたします。

詳しい内容が知りたい方

■年金事務所にお問い合わせください。

高崎年金事務所 (☎0277-3222-7731)

■お電話による相談は「国民年金保険料専用ダイヤル」へ

(☎0570-011-050)

受付時間：火・金曜日 午前8時30分~午後5時15分

月曜日(休日明けの初日) 午前8時30分~午後7時

第2土曜日 午前9時30分~午後4時

過去に国民年金の未納があるかどうか知りたい方

■「ねんきんネット」をご利用ください。

■「ねんきんネット」の利用方法に関するお問い合わせは、「ねんきん

定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

(☎0570-0588-555)

受付時間：月・金曜日 午前9時~午後8時

第2土曜日 午前9時~午後5時

見積書にサインさせ、契約をしたと言い張る業者

Q.突然訪問してきた業者に屋根塗装工事を勧められ、見積りだけでもさせて欲しいとしつこく言われた。契約する気はなかったが、「名前だけ書いて欲しい。あくまでも見積り書だから契約書ではない」とのことだったので、サインをした。1か月後、契約したのだから、キャンセルするならキャンセル料を支払うよう請求があった。支払わなくてはならないか。

A.塗装工事をすることに同意していませんので、支払う必要はありません。契約は双方の契約する意思があって成立するものですから、書類にサインしたからといって成立するものではありません。契約書は契約の内容を確認するためのものですから、その前提となる合意がなければいけません。安易に書類にサインしてしまうと、このように思わぬ請求を受けることがありますので、不要ならばきっぱり断るようにしてください。断わっても執拗に勧誘される場合は、消費生活センターにご相談ください。

センターからのアドバイス

契約が有効に成立するために必要なこと

契約は合意により成立します。しかし、合意だけで契約が有効に成立するわけではありません。契約の目的・内容が確定しており、実現可能であること、違法ではないこと、社会的に妥当な内容であることが必要です。

また、意思表示が適切に行われている事も必要です。詐欺や強迫、錯誤（勘違い・間違い）、不実告知（契約の内容について嘘の説明をされた場合）などによって契約をしていないかどうか問題となります。

問い合わせ 富岡市消費生活センター 富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階 ☎63-6066

群馬県委託事業 フレッシュマンセミナー開催のお知らせ

群馬県では、新入社員および入社3年目程度までの若年層社員を対象に、社会人としての心構えと基礎的な知識、あいさつ・ビジネスマナーの習得と定着を目的としたセミナーを開催いたします。ぜひご参加ください。

開催日時：3月22日（金）9:30～16:30

会場：群馬県富岡合同庁舎 3階

対象者：企業・事業所に勤務する入社3年目程度までの若年層社員及び入社予定者

定員：100名※定員になり次第締め切り

参加費：お一人様1,000円（昼食代として）

主催：群馬県（産業経済部労働政策課）

事業受託者：株式会社CRI中央総研



問い合わせ先 株式会社CRI中央総研（担当：丹羽・宮澤） ☎027-254-3220